

(1) 洪水被害が懸念される地域は田んぼダムに取組みましょう！

田んぼダムは、実施する地域やその下流域の洪水被害リスクを低減することを目的とした取組みです。洪水被害が起きる地域は積極的に取組みを検討してください。

【田んぼダム加算を受ける要件】(1と2を満たすこと)

1 事業計画の作成・変更

- ①市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、実施面積等を事業計画書に記載する。
- ②資源向上支払(共同)の取組みにおいて、農村環境保全活動の「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動の「防災・減災力の強化」に位置付けて田んぼダムの取組みを実施する。

2 実施面積

- ①事業計画期間中に、資源向上(共同)の交付対象面積のうち5割以上で活動に取り組む。

(注意) 活動期間の終了年度に適用条件を達成していれば良く、活動期間の毎年度に適用条件を達成していることを要しないが、毎年度、田んぼダムを推進する活動に取り組むことが望ましい。

条件を満たせば、取組み初年度から事業計画期間中、毎年、対象農用地面積の田全面積に加算されます。

(例) 20ha(2,000 a)の田を対象農用地面積としている活動組織が、R7から新たな事業計画を策定する場合、田んぼダムに取組み、条件を満たせば、毎年6万円の加算額。(5年間で30万円)

R7	2,000 a × 400円/10a × 0.75% = 6万円	(田んぼダム取組面積 2ha)
R8	2,000 a × 400円/10a × 0.75% = 6万円	(田んぼダム取組面積 2ha)
R9	2,000 a × 400円/10a × 0.75% = 6万円	(田んぼダム取組面積 3ha)
R10	2,000 a × 400円/10a × 0.75% = 6万円	(田んぼダム取組面積 5ha)
R11	2,000 a × 400円/10a × 0.75% = 6万円	(田んぼダム取組面積 10ha)

※ 5年以上継続または長寿命化に取り組む地区の場合の減額補正(あくまでも一例です。すべての活動組織に当てはまるものではありません)



写真：新潟市

(2) 自走式草刈機やドローン等の機械を購入する場合はよく検討しましょう！

本交付金の活動を行う上で必要な機械を購入することは可能です。

ただし、機械の利用回数や期間、価格、維持管理費等を踏まえ、レンタルする場合の条件と比較して判断してください。

- 購入の場合は、次の点に注意が必要です。
 - (1) 購入する機械は、多面的機能支払交付金による活動に必要なもの、活動に伴うものであるか確認すること。(地域活動指針に位置づけられた共同活動の実施以外の用途に使用した場合は、目的外使用となり、購入に要した経費を全額返還する必要があります。)
 - (2) 機械の利用回数や利用状況を把握できるように使用管理簿を作成し、使用状況や管理の体制を明確にしておく必要があります。
 - (3) 交付金で購入した機械等は、多面組織の財産となるため財産管理台帳(備品台帳)を作成して管理・保管する必要があり、保管期間は、その機械等に応じた処分制限期間を参照してください。

(3) 長寿命化の工事を行う際には、土地改良区と協議しましょう！

- 土地改良区等(市町村を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出することとなっています。
- 多面で施設の長寿命化に取り組む場合には、必ず対象の施設の所有・管理を行う者を確認し、必要に応じて土地改良区や市町村に相談しましょう。

(注意) 県内において、本交付金で整備した土地改良施設(水路)を含む地域で、別途事業の計画がすすめられた事例がありました。この場合、当初の計画どおりに事業ができない恐れがあります。

多面的機能支払交付金に関するお問合せ先

まずは、お住いの市町村へご相談ください。

【市町村】

各市町村の多面的機能支払関係窓口へご相談ください。

【県】

新川農林振興センター	指導課	☎ 0765-22-9138
富山農林振興センター	指導課	☎ 076-444-4468
高岡農林振興センター	指導課	☎ 0766-26-8443
砺波農林振興センター	指導課	☎ 0763-32-8125